

宮城県告示第五百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 利府町
- 二 事業の種類 利府町文化複合施設整備事業及びこれに伴う附帯事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 宮城郡利府町森郷字新椎の木前及び字新太子堂地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 利府町文化複合施設整備事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）のうち、利府町文化複合施設整備事業（以下「本体事業」という。）は、地方公共団体（利府町）が設置する緑地、広場その他公共の用に供する施設に関する事業であり、法第三条第三十二号に該当する。また、本体事業の施行に伴い附帯工事として行う防災調整池設置工事は、本体事業のため欠くことができない事業であり、同条第三十五号に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

- 2 第二号要件 本件事業の起業者である利府町は、地方公共団体であり、本件事業に係る予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

- 3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

利府町においては、文化複合施設の整備を平成二十三年四月に策定した第五次利府町総合計画（以下「総合計画」という。）に位置付け、「個性ある文化を発信するまち」の実現に向け、施設整備と利用の促進を図ることとしている。また、平成十八年三月に策定した利府町図書館基本計画（以下「図書館基本計画」という。）や平成二十二年八月に策定した利府町文化芸術振興基本方針にも施設の整備が位置付けられている。さらに、平成二十五年五月に策定した文化複合施設基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）において施設の機能構成や整備方針を定め、平成二十六年九月に策定した利府町文化複合施設整備計画（以下「整備計画」という。）において、施設の整備地等

をより詳細に検討の上、計画している。

現在、利府町の文化・芸術活動は、十符の里プラザ（公民館・図書館・生涯学習センター・郷土資料館の機能を有する施設）を拠点に行われている。しかし、一部施設（公民館及び生涯学習センター）については利用率が高く、住民に十分な利用機会を提供できない状況であり、施設の拡充が求められてきた。また、町内には他に収容力の高い文化ホールが存在せず、近隣の地方公共団体の施設を借りている状況である。図書館については、スペースが手狭であることから住民のニーズに応えきれず、蔵書の半数程度が開架できないこと及び閲覧席が少ないことなどから利用者に不便が生じている状況である。

このような状況にある中、本件事業の施行により、現施設が抱えていた施設の狭隘化、老朽化等の解消が可能となる。さらには複合施設のメリットを活かした多様な交流の喚起、施設の相互利用による新たな活用方法の発信、提供等の展開が可能となるなど基本構想・基本計画に掲げる「町民の豊かなライフスタイルの実現を支援する『生涯学習』、『文化・芸術活動』及び『交流』の拠点」として、総合計画における「個性ある文化を発信するまち」の実現に寄与することとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

しかし、本件事業の施行による大気質、騒音・振動への影響及び保存すべき動植物への影響を把握するため、起業者において平成二十八年度春季及び夏季の二期を対象に任意の環境調査を実施し、環境に与える影響について予測評価を行った。

大気質への影響及び騒音・振動への影響については、周辺道路計画の路線位置及び基本構造の検討段階から、良好な生活環境の保持のため、可能な限り市街地・集落等の通過を避けることとしているため、環境への影響の程度は小さいと予測される。その上で、特に騒音・振動に対しては、イベント時など特定の時間帯に車両が集中する可能性があることを踏まえ、イベント企画者への要請により交通誘導員の配置、渋滞予告看板の設置等の軽減措置を講ずることとしている。

動植物への影響については、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられなかったものの、環境省レッドリスト又は宮城県レッドリストに掲載された種（以下「注目すべき種」という。）のうち動物について四種が確認された。起業地内及び起業地周辺で確認された注目すべ

き種は、トウキョウダルマガエル、ドジョウ、ミナミメダカ及びマルタニシの四種である。起業地内のほぼ全域が改変されることから、現況の耕作地、水路等を生息環境としているほとんどの動物は影響を受け、これら四種についても個体数の減少等が考えられる。しかしながら、起業地内の環境（水路、水田及び畦）は起業地周辺においても同様に広がっていることから、周辺地域への逃避のための措置、造成工事の段階的施工、建築機械・工事用車両の運用上の配慮及び濁水の発生防止等の環境保全措置を検討し、起業地外への動物の自主的な移動を促すなどの対策を講じることで、注目すべき種の保全に可能な限り配慮する計画としている。起業者としては、これらの環境保全措置を可能な限り実施していくことにより、動物の生息環境及び周辺地域に与える影響の回避又は低減に努めることとしている。

なお、本件起業地内には、文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

起業者は、本件事業について、施設規模、既存施設である十符の里プラザへの近接性及び中心部活性化に対する効果の視点を考慮し、代表的な三箇所の候補地を選定の上、それぞれの候補地における事業計画について土地利用規制等の有無、利便性及びインフラ等の整備状況等の社会的条件、敷地の形状及び地盤の状況等の技術的条件、事業費の観点からの経済的条件並びにその他土地利用に与える影響（支障物件等）の大小等の観点で比較検討を行い、申請案を選定していることから、その選定は適切なものと認められる。

文化複合施設の規模・構造については、基本構想・基本計画において施設の構成とおおよその規模を検討の上、整備計画において施設の面積構成を整理している。

公民館については、現在の利用状況や今後の利用見込みをもとに、必要な設備及びその面積を算出している。また、現在は利府町総合体育館の目的外利用により生涯学習事業を開催せざるを得ない状況にあり当該事業の開催が可能な面積を計画している。

図書館については、図書館基本計画において設定した「目標とするサービス水準」を踏まえ、総合計画における「将来人口フレーム」に基づき、開架図書及び閉架図書を収蔵できる規模として計画している。

文化ホールについては、近隣の地方公共団体の文化ホールの席数を考慮の上、現在近隣の地方公共団体の文化ホールを利用している町内の複数の中学校の合唱コンクールの開催が可能な席数として計画している。

郷土資料館については、未展示資料や町内各所に分散保管を余儀なくされている資料を展示又は一括管理できるよう、既存施設の面積を基本とし、その他展示コーナー等を設置するために必要な面積として計画している。

駐車場については、「駐車場設計・施行指針について」（平成四年六月十日付け道企発第四十号建設省道路局企画課長通知）に示されている駐車区画寸法及び施設利用者数見込み等をもとにした台数に基づき必要な面積として計画している。

本体事業の施行に伴い必要となる防災調整池については、宮城県の防災調整池設置指導要綱（平成四年宮城県告示第四百三十四号）による必要な機能を満たすための必要な面積として計画している。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

四 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

既存施設である十符の里プラザ全体の問題点として、バリアフリー化が進んでおらず利用者が制限されることがある。また、十分な駐車台数が確保されていないことから、日常的に満車状態となっており、特にイベント時には通路にも駐車せざるを得ない状況であり、交通安全上も危険である。さらに、既存施設の利用団体へのアンケート調査結果からも住民のニーズに応えることのできる施設整備の要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

利府町役場（文化複合施設推進室内）